

# 平成19年10月1日より、 信用保証協会と金融機関との間で 「責任共有制度」が導入されました。

いままでの信用保証協会保証付き融資は、お客様のお借入金額に対して信用保証協会が原則として100%保証していました。

平成19年10月1日保証申込受付分からは、「責任共有制度」が導入されることとなり、制度の導入により、保証付き融資は一部の保証を除いて80%保証となりました。

なお、保証付き融資をご利用の皆様にとって、基本的には保証ご利用に当たってお申込み手続き、ご融資を受けた後の返済等は、これまでと変わりありません。

## ご負担いただく保証料

責任共有制度の対象となる保証については、原則として、負担していただく保証料は少なくなりました。

責任共有制度の対象となる保証制度のうち、弾力化対象の保証制度については、次の保証料率が適用されます。

(責任共有外保証の料率)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

## 責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となります。

なお、下表の保証制度は対象から除かれます。

<b>責任共有 対象除外 の 保証制度</b>	経営安定関連保険(セーフティネット) 1号~6号にかかる保証 原材料価格高騰対応等緊急保証 小口零細企業保証制度(群馬県小規模企業事業資金内の小口零細企業資金を含む) 創業関連保険(再挑戦支援保証含む)、 創業等関連保険にかかる保証	特別小口保険にかかる保証 事業再生保険にかかる保証(DIP保証) 災害関係保険にかかる保証 求償権消滅保証 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
-------------------------------------	---	---